

活かしてナンボの会計

売上高の計上基準の見直し

■ 税理士法人 袖野会計

- ・ 代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・ 社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 複数ある売上高の計上日

企業活動の根幹をなす売上高をいつの時点で(=いつの日で)計上するかという認識時期については、前回紹介した新しい収益認識基準制定以前より法人税基本通達において、次のように複数のタイミングが示されていた。

棚卸資産の販売による収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入するとしてうえて、その棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益できることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、その販売にかかる契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとして示されていた。(旧法人税基本通達 2-1-1 及び同通達 2-1-2)

前回紹介した平成30年法人税改正による法人税基本通達における収益認識通達においても、通達番号、記載場所や一部文言等の改正はあるものの収益を計上すべき引渡し日の判定については変更がなく、さらに、公正処理基準に従って引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の確定決算で収益計上することも引き続き認められるので、契約効力発生日基準や仕切精算書到達日基準等も認められるものと思われる。複数認められている売上高の計上日の中で、会社の実情に合わせて選択することは可能である。

2. 通常の商品等の販売の時系列フロー

通常の商品販売における取引フローを時系列で示すと次のようになる。

- ① 商品の売買契約が成立した日
- ② 顧客の指示によるカスタマイズ等を終了した日
- ③ 商品を出荷した日
- ④ 船積日(輸出の場合)
- ⑤ 顧客に商品が到着した日
- ⑥ 顧客が商品を検収した日
- ⑦ 請求書を発送した日
- ⑧ 契約による代金回収期限が到来した日
- ⑨ 代金回収日

スーパーやコンビニ等の現金販売では、①から⑨までの取引が同時に行われるが、掛売等の信用販売や大量販売を業とする会社は、同時取引ではなく、場合によっては契約の成立から代金回収まで数か月に及ぶことも珍しくはない。③の出荷日を収益計上日として売上計上する方法は、その出荷データを自身の会社で管理していることから、経理処理としては⑦の請求書発送日を売上計上日とする方法と同様に簡便ではあるが、商品不具合等による返品が多い会社は売上が過大に計上されることとなる可能性がある。オンライン販売管理システム等で、顧客が検収したか否かの事実を把握している場合は、⑥の顧客が商品を検収した日を売上計上日とすることも可能である。

3. 収益認識通達の改正は売上の計上時期の見直しの機会

収益認識通達において、「1」で記載した通り売上等の収益の計上時期について、一度採用した基準は、同種の取引に対しては、継続適用することが原則であるとされている。変更するためには、販売する商品等の特性や種類、その販売契約の内容又は取引慣行の変化や会計基準を含んだ法改正等の合理的な理由が必要となる。

商品の販売形態は、通信販売のシェア拡大等多様化しており、また、販売代金回収についても、政府が平成31年の消費税増税と同時にキャッシュレス社会の実現を図るため、カード決済等の導入を推進しており、現金での決済は、中国のように今後減少するものと予想される。

収益認識通達の改正を機に、自社の売上について、上場企業が採用する収益認識基準も念頭において、受注から代金決済までのプロセスや保証等の契約内容を精査し、さらに、業績評価方法や販売管理システム等への影響を検討する売上高の計上基準の見直しも、中堅中小企業にも求められている。